

8 答 申 第 3 号
令和8年10月2日

久留米市長 原口 新五 様

久留米市情報公開・個人情報保護審査会
会長 小原 清信

久留米市情報公開条例第19条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和8年5月13日付け8市総第108号による下記の諮問について、別紙のとおり答
申します。

記

令和8年1月22日付け7市総第1842号の公文書の存否を明らかにしない決定に対
する審査請求について

別 紙

答 申

第1 審査会の結論

久留米市長（以下「処分庁」という。）が令和8年1月22日付け7市総第1842号により行った、公文書の存否を明らかにしない決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に係る経緯

年 月 日	経 緯 等
令和8年1月 6日	公文書開示等請求書を受付
令和8年1月22日	公文書の存否を明らかにしない決定
令和8年2月27日	審査請求人からの審査請求書を受付

1 公文書の開示請求

審査請求人は、令和8年1月6日、久留米市情報公開条例（昭和62年久留米市条例第9号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「久留米市が所有する、平成27年度ないし平成28年度に福岡県久留米市で居住していた〇〇〇〇の住所、電話番号等の連絡先が記載された住民基本台帳、課税台帳等の公文書のうち、〇〇〇〇の住所、電話番号等の連絡先に係る部分」（以下「本件公文書」という。）の開示を求める公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 本件存否を明らかにしない決定

処分庁は、本件公文書の存否を明らかにすることにより、住民登録情報や課税情報等の個人情報を開示したことと同様の効果が生じることになるため、条例第7条第1号（個人に関する情報の不開示）、第9条（公文書の存否を答えるだけで不開示情報を開示することとなるとき）に該当する情報として、公文書の存否を明らかにしない決定を行った。

3 審査請求

審査請求人は、令和8年2月27日、審査請求書を提出した。

請求の趣旨は、本件公文書が開示されないことにより、審査請求人の依頼者（審査請求人は弁護士である。以下「依頼者」という。）が財産上の権利を回復することに支障を来していることから、本件決定を取り消し、本件公文書を開示することを求めるというものである。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求書によると、審査請求人は本件決定に関しておおむね次のように主張している。

依頼者は、平成27年4月15日、当時所有していた居住用建物(以下「本件建物」という。)について、当時の債権者から建物明渡しの強制執行を受けた。その際、本件建物に遺留されていた依頼者の所有物である荷物(以下「本件荷物」という。)は、明け渡しの執行補助者である業者が有償で保管することになった。

依頼者は住む場所がなくなる状況だったため、久留米市役所の生活支援課に相談に行き、担当者と話し合った結果、市内の精神科病院(以下「本件病院」という。)に入院することになった。そこで、依頼者と担当者間で本件荷物は一旦久留米市役所で保管する旨の約束がされたが、担当者は入院中の依頼者に対し、本件荷物の処理方法に関して説明・確認を行わなかった。結果として、本件荷物は依頼者の承諾がないまま処分されてしまった。

以上が依頼者の認識であるが、本件開示請求の対象者であり、当時本件病院で精神保健福祉士として勤務していた〇〇〇〇氏が、本件病院の記録に記載したところによれば、担当者が本件病院を訪れて依頼者に対して本件荷物の状況について説明し、処遇の確認を行っていたとされている。このような記載は依頼者の記憶と異なっているため、記録に記載された内容について〇〇〇〇氏に真偽を確認する必要がある。しかし、〇〇〇〇氏は本件病院を既に退職しており、所在、連絡先が不明である。

したがって、依頼者の財産上の権利を回復するためには、本件公文書を開示する必要があるため、本件決定を取り消し、本件公文書を開示することを求める。

第4 処分庁の主張要旨

処分庁は、弁明書によると、本件決定に関して次のように主張している。

開示を求められている公文書の存否を明らかにすることにより、住民登録情報や課税情報等の個人情報を開示したことと同様の効果が生じることになるため、条例第7条第1号(個人に関する情報の不開示)、第9条(公文書の存否を答えるだけで不開示情報を開示することとなるとき)に該当する情報として、存否を明らかにしない決定をしたものである。

本件処分は条例第11条に基づき適正になされたものであり、審査請求人の請求は理由がないものとして棄却されるべきである。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人及び処分庁の主張に対して、法令及び裁判例に則して検討した結果、次のように判断する。

1 条例第7条第1号ただし書イの該当性について

(1) 審査請求人の主張

処分庁が本件処分の根拠とする条例第7条第1号は以下のとおり定める。

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったとき（当該開示請求が権利の濫用に該当する
ときを除く。）は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情
報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、請求者に対し、当該公文書
を開示しなければならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつ
て、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的
記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された
一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することが
できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるこ
ととなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすること
により、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を
除く。

ア (略)

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認
められる情報

ウ・エ (略)

(2)～(10) (略)

本件開示請求に係る公文書が仮に存在するとすれば、当該情報は、条例第7条第1
号が定める個人に関する情報（不開示情報）である。審査請求人は審査請求書ほかそ
の主張において、根拠法令の規定を明確に示してはいないものの、「依頼者の財産上
の権利を回復するため」に開示を求めるという主張から推察するに、本件情報が条例
第7条第1号ただし書イに該当し、公にすることが必要であると認められるため、不
開示情報であっても例外的に開示すべきであると主張しているとみることが自然であ
る。

したがって、当審査会では、本件情報が条例第7条第1号ただし書イに該当するか
について検討した。

(2) 審査会の判断

条例第7条第1号ただし書イの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、
公にすることが必要であると認められる情報」という規定は、不開示により保護され
る個人の利益（プライバシー）と、開示により保護される人の生命や財産等の利益を

比較衡量し、後者が前者に優越すると認められる場合には、当該個人情報を開示する必要性が認められることから、当該情報を開示しなければならないとしたものと解される。この場合において、開示請求者等に限定された個人的な主観的利益については、当該規定が本来予定している利益には当てはまりにくいものといえることができる。

本件についてこの点を検討するに、依頼者の財産上の権利を回復するため、関係者個人の住所や電話番号等の開示が必要であると審査請求人は主張するが、開示によって保護される利益は、専ら一個人の財産上の権利という個人的・主観的な利益であり、例えば不特定多数の人の生命や健康等の保護といった利益に比べると公益性が高いとはいえないものである。また、開示によって関係者個人にアクセスすることで依頼者の利益となる情報が得られるかどうかも確定的ではなく、個人のプライバシーを犠牲にしてまで開示すべき必要性は低いといわざるを得ない。

そうすると、審査請求人が開示により保護されると主張する依頼者の財産上の権利は、公開によって害されるおそれのある個人のプライバシーなどの権利利益に優越するとはいえず、審査請求人の主張は採用することができない。

以上のことより、当審査会では、本件情報は条例第7条第1号ただし書イに該当しないと判断する。

2 条例第9条の該当性について

開示請求に係る公文書の存否自体を明らかにすることによって、不開示情報の規定により保護しようとしている利益が損なわれる場合があるため、条例第9条は、当該公文書が存在するか否かも回答しない存否応答拒否処分を定める。つまり、①開示請求に係る公文書が仮に存在するとすれば、当該公文書に条例第7条各号列記の不開示情報が記録されているはずであること、②当該公文書が存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示することとなること、の2点が認められる場合には、当該公文書が存在するか否かにかかわらず、条例第9条を適用することになる。

本件開示請求は、特定の個人の住所や電話番号等の連絡先が記載された公文書の開示を求めるものである。仮に本件公文書が存在するか否かを答えた場合、「存在決定（あるいは一部開示・不開示決定）」をした段階で「当該個人が過去に当市内に居住し、住民登録等を行っていた事実」自体が明らかになり、反対に「不存在決定」をした段階で「当該個人が当市内に居住していなかった事実」が明らかになってしまう。したがって、存在・不存在のいずれの回答を行ったとしても、結果として「特定の個人に関する秘密・プライバシー情報」を開示・周知せしめる結果となる。

以上により、当審査会は、本件公文書は、その性質上、存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるものであり、本件公文書が存在するか否かにかかわらず、条例第9条を適用して存否応答拒否をすべきものであると判断す

る。

第6 まとめ

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の経過

年 月 日	経 過
令和8年 5月13日	久留米市から諮問
令和8年 7月 2日	令和8年度第3回審査会（審議）
令和8年 8月21日	令和8年度第4回審査会（審議）
令和8年 9月28日	令和8年度第5回審査会（審議）

第8 久留米市情報公開・個人情報保護審査会委員

役 職 名	氏 名
会 長	小 原 清 信
会長職務代理	木 下 宗一郎
委 員	綾 部 章 子
委 員	堀 田 富 子
委 員	西 野 恵 子
委 員	相 澤 直 子
委 員	堺 勇 介